

別紙 2

第9回警察庁入札等監視委員会において検討等を要するとされた案件					
	案件名	所属名	委員意見	回答内容	今回フォローアップの内容
1	司法解剖に伴う各種検査委託	神奈川県警察本部 警察庁捜査第一課 警察庁犯罪鑑識官	鑑定をやらしてもらわなければいけないという事情も分かるが、協議して決めた価格であっても、日本法医学会と警察庁に価格を決める法律上の権限はあるのか。 日本法医学会と警察庁が協議して価格を決めるに際し、決め方の仕様はあるのか。	刑事局から次回説明をさせる。	司法解剖に伴う各種検査の項目、単価等の検討に際しては、司法解剖の特殊性に鑑みて各種検査に係る情報を最も正確かつ豊富に有する日本法医学会の意見についても聴取している。 しかし、聴取した意見はあくまで一つの検討材料に止まるものであり、最終的には、他省庁における予算措置状況等も踏まえ、当庁の判断で検査項目、単価等を設定している。 なお、各種検査の単価設定は、検査を行う者の人件費、試薬等の購入費、手袋・マスク等の消耗品費等を考慮し、適正に実施している。
2	中型ヘリコプター(型)	警察庁会計課	入札説明会は談合の温床になるおそれがある。 一堂に集める入札説明会ではなく、個別に説明する方法はできないのか。	検討したい。	今後の入札説明においては個別に実施することとした。
3	APR形受令機 (APR-WR1-B)(10)外1点	警察庁情報通信企画課	平成15年度から8年間、同一業者が落札しているが、他者が参入する障壁になっているものは何か。 既存のラインを持っている者が一番安く、そこが参考見積と実績を握っていて、その低い方で予定価格が算定されるのでは、価格が下がる要素が見つからない。	新しいシステムを導入する際は、どの者でも技術的にできるという考えから一歩踏み込んで、真に参入しやすい仕様になるよう努力したい。	現行システムの更新の際には、最初に落札した者が以後も有利にならないよう、最初の仕様策定時において、複数の業者から幅広く意見を聴取するなど、競争性の確保に向けた各種取り組みを行うこととした。